

(介護予防) 訪問リハビリテーション重要事項説明書

〈2025年2月1日 現在〉

1. 介護老人保健施設 旭ヶ丘 訪問リハビリテーションの概要

(1) 提供出来るサービスの種類と地域

名称	医療法人 原会 訪問リハビリテーションセンター 旭ヶ丘
所在地	群馬県伊勢崎市間野谷町135-1
介護保険指定番号	1070401409
サービス提供地域	伊勢崎市・前橋市・太田市・桐生市・みどり市

(2) 訪問リハビリテーションの職員体制

職種	資格	業務内容	計
管理者	理学療法士	機能訓練・管理	1名(非常勤兼務)
機能訓練指導員	理学療法士	機能訓練	4名(非常勤兼務)
	言語聴覚士	機能訓練	1名(非常勤兼務)

(3) 営業時間

月曜日～土曜日 9:00～17:00

日曜日・祝祭日 定休日(年末年始12/30～1/3も含む)

ただし、サービス提供時間は、午前9時より移動開始、午後17時までに移動終了となる為、そのサービス提供時間は、訪問リハビリテーションサービスを提供する区域によって移動時間を考慮するものとする。

2. サービス内容

訪問リハビリテーション。ご自宅まで訪問致します。

心身機能の維持・回復を目的に訪問リハビリテーション計画に沿って、ご利用者様に適した訓練プログラムや、ご家族様への必要な助言・指導等を理学療法士他が評価・作成・実施致します。なお、本事業の地域特性による豪雨・降雪等における基幹道路の通行規制で、移動の困難な場合、ご利用中止をお願いすることがございます。

3. お支払い方法

毎月、15日に前月分の請求を致しますので、月末までにお支払い下さい。お支払い頂きますと、領収書を発行致します。お支払い方法は施設窓口精算・現金集金の何れかをお選び頂けます。

4. サービス終了方法

(1) ご利用者様の都合でサービスを終了する場合

サービス終了1ヶ月前迄に、文書でお申し出下さい。

(2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

終了1ヶ月前迄に、文書にて通知致します。

(3) 自動終了

以下の場合には、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

- ・ 介護保険施設に入所された場合
- ・ 要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・ お亡くなりになられた場合

(4) その他

当法人が正当な理由無くサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者様ご家族様等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、ご利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することが出来ます。

5. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等があった場合は主治医・居宅介護支援事業者等へ連絡致します。

6. 料金

①訪問リハビリテーションご利用料（1回あたり）

20分 308単位 サービス提供体制強化加算 6単位

上記金額に加えて

短期集中リハビリテーション費

◎退院（退所）日または認定日から3ヶ月以内の訪問リハビリテーションについては1日につき200単位加算されます。

リハビリテーションマネジメント費

◎自立支援・重度化防止に向けた更なる質の高い取り組みを実施する場合、取り組み内容に応じて、1月につき以下の単位が加算されます。

・(イ)：180単位 リハビリ会議の実施。セラピストによる計画書の説明と同意。

・(ロ)：213単位 上記に加え、リハ計画の国への提出とフィードバック。

※医師が説明した場合、上記の(イ)・(ロ)に加えて、270単位/月を加算する。

認知症短期集中リハビリテーション費

◎退院（退所）日または訪問開始日から3ヶ月以内の訪問リハビリテーションについては1日につき240単位加算されます。（週2回まで）

退院時共同指導加算

訪問リハビリのスタッフが退院前カンファレンスに参加し、その後、初回の訪問リハビリを行った場合、600単位加算されます。（退院につき1回まで）

口腔連携強化加算

口腔の評価を実施し、その情報を歯科医療機関やケアマネージャーへ提供した場合、50単位/回が加算されます。（月1回まで）

介護予防訪問リハビリテーションご利用料（1回あたり）

20分 298単位

サービス提供体制強化加算 6単位

上記金額に加えて

短期集中リハビリテーション費

◎退院（退所）日または認定日から3ヶ月以内の訪問リハビリテーションについては1日につき200単位加算されます。

退院時共同指導加算

訪問リハビリのスタッフが退院前カンファレンスに参加し、その後、初回の訪問リハビリを行った場合、600単位加算されます。（退院につき1回まで）

口腔連携強化加算

口腔の評価を実施し、その情報を歯科医療機関やケアマネージャーへ提供した場合、50単位/回が加算されます。（月1回まで）

②その他加算料金

◎移行支援加算 17単位/日

*訪問リハビリテーションを終了（他サービスへ移行等）し14日以降44日以内に、リハビリ職員が電話等により通所介護等の実施状況を確認して記録する。通所介護等の事業所へ移行するにあたり、当該利用者のリハ計画書を移行先の事業所へ提供する。

※①と②の単位については、地域区分7級地（1単位：10、17円）にて算定します。

◆その他自己負担額

サービス実施記録複写 1枚あたり 10円

サービス提供地域以外の交通費（片道）

◎事業所から片道概ね10km未満 200円

◎事業所から片道概ね10km以上15km未満 300円

◎事業所から片道概ね15km以上 500円

7. 健康上の理由による中止・中断

・当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合には、サービス内容を変更または中断することがございます。その場合、ご家族様に連絡の上、適切に対処致します。

また、必要に応じて速やかに主治医に連絡を取る等の措置を講じます。

8. その他の理由による中止

本事業の地域特性による豪雨・降雪等における基幹道路通行規制で、訪問の困難な場合は、ご利用の中止をお願いすることがございます。本事項に該当すると考えられます地域のご利用にあたっては、対応方法の了承が得られる場合にのみ、契約を締結致します。

9. 事故発生時の対応

（1）旭ヶ丘はサービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の後見人及び家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

（2）前項において、事故により利用者又はその家族の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、旭ヶ丘に故意・過失がない場合はこの限りではありません。

（3）前項の場合において、当該事故発生につき、利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

10. ご相談・ご要望・苦情等の窓口

訪問リハビリテーションに関するご相談・ご要望・苦情等は下記窓口までお申し出下さい。

★サービス相談窓口★

電話番号 0270-70-5111 FAX番号 0270-70-5115

担当者 訪問リハビリテーションセンター 旭ヶ丘 蛭田 洋介

（不在時は、老人保健施設 旭ヶ丘の支援相談員）

受付時間 月～土 9:00～17:00

こちら窓口になっておりますのでご相談下さい。

★伊勢崎市役所 福祉部介護保険課★

群馬県伊勢崎市今泉町2丁目410

電話番号 0270-24-5111 FAX 0270-23-9800

★前橋市役所 福祉部介護保険課★

群馬県前橋市大手町2丁目12番1号

電話番号 027-224-1111 FAX 027-243-4027

★太田市役所 介護サービス課★

群馬県太田市浜町2-35

電話番号 0276-47-1856 FAX 0276-47-1889

★桐生市役所 保健福祉部健康長寿課★

群馬県桐生市織姫町1番1号

電話番号 0277-46-1111 FAX 0277-45-2940

★みどり市役所 保健福祉部介護高齢課★

みどり市笠懸町鹿2952番地

電話番号 0277-76-2111 FAX 0277-76-2449

★群馬県国民健康保険団体組合連合会★

群馬県前橋市元総社町335-8（市町村会館内）

電話番号 027-290-1363（代） FAX 027-255-5308
